

和地ひとみレポート No.264



4月から変わる“国民健康保険制度”

東大和市の現状は？私達にできることは？

■国民健康保険制度改革

…1月15日発行の東大和市報の1面では、“国民健康保険制度改革”の概要について取上げられていました。そもそも、国民健康保険（以下、国保）は「医療保険の最後の砦」「セーフティネット」と言われるものですが、その財政状況は危機的な状況が長く続いています。…そこで、H25年には「持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が公布され、H27年には国民健康保険の財政基盤を強化するために、都道府県が財政運営の責任を担う（現在は各市区町村が財政運営を担っている）＝国保の広域化の改革案を政府はまとめました。その内容が4月からスタートすることに先んじて、市は、市報でその概要を紹介したのに加え、説明会も2回開催するとのことです。

【4月からの国民健康保険についての市の説明会】

- 2月16日(金)午後7時から 中央公民館 301
- 2月17日(土)午前10時から 市役所会議棟
- ※両日とも内容は同じ。手話通訳があります。

■世界に誇る国民皆保険制度

…私たちは体調が悪くなった時には、医療機関に行き、窓口で加入している健康保険の保険証を提示すれば一定の自己負担で必要な医療を受けることが可能です。これを私たちは当然のことに思っていますが、世界を見渡せば、各国によって公的医療保険制度は大きく異なります。日本では1961年に国民健康保険法が改正され、国民皆保険体制が確立されましたが、この日本の公的医療保険制度は、2000年に世界保健機関(WHO)から世界最高の評価を受け、その充実度は経済協力開発機構(OECD)の加盟国中でもトップレベルと言われているほどです。

…この日本の医療保険の仕組みについては、大きく分けて健康保険、共済組合、国民健康保険があります。

◇健康保険

⇒健康保険組合＝大きな企業などの社員が加入。

⇒協会けんぽ＝中小企業などの社員が加入。

◇共済組合＝公務員などが加入。私立学校教職員等共済組合などもある。

◇国保＝自営業、農業の人などが加入。また、企業を退職後、74歳までの人も加入。

◇後期高齢者医療制度＝75歳以上の人が加入。

■国民健康保険の問題とは

…国保はもともと上記のとおり自営業者や農業の人たちのための医療保険でしたが、雇用や産業構造の変化により、今は、加入者の多くが非正規で働く人や無職の人となっている状況です。また、高齢者の加入者も多いため、医療費の支出も増大しています。

…国保は、原則として国民健康保険法に基づく事業の

財源を、公費と保険料で賄うこととされており、同法では、この公費の負担分の割合を50%と定めている＝“本来あるべき姿”としています。しかし、医療費の支出が増えているなか、健康保険のように企業が負担する保険料もないため、国保加入者の保険料負担も重くなっている状況。このような現状を加味して、現在の保険者（4月までの）である市は、本来あるべき姿を理解し保険料の見直しを行いつつも、加入者の負担も考え、国民健康保険特別会計の赤字を埋めるべく一般会計からの繰入れ（法定外繰入）を行っている状況です。これは、東大和市だけの問題ではなく、全国の約6割の市町村でも一般会計からの繰入れを行っています。このような財政上の構造的な問題を解決することが、今回の改革の主たる目的です。

ちなみに・・・保険料と保険税の違い

同じ国保でも、地域によって保険料のところと保険税のところが存在しますが、これは、国保の運営者である保険者（市区町村）が、保険料と保険税のどちらかを選ぶことができるからです。実際には保険税を採用している方が多く、東大和市も保険税。保険料と保険税とは、関係する法令が異なり、保険料の場合は国税徴収法、保険税の場合は地方税法により徴収され、その違いは3点あります。

- ① 保険税は時効が長い
国民健康保険料・・・徴収権の消滅時効 2年
国民健康保険税・・・徴収権の消滅時効 5年
- ② 保険税は差し押さえの優先順位が高い
国民健康保険料の優先順位・・・住民税の次
国民健康保険税の優先順位・・・住民税と同じ
- ③ 保険税は遡って請求できる期間が長い
国民健康保険料の遡及賦課・・・最大2年
国民健康保険税の遡及賦課・・・最大3年

■東京都の状況は

…4月からは国保の広域化がスタートすることで、国保の財政運営の主体は東大和市から東京都に移行します。昨年の12月には『東京都国民健康保険運営方針』（計画期間 H30年4月1日から H33年3月31日まで）も公表されました。その目的には「H30年度から都道府県は、区市町村と共に国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされた。区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。このことから、都と区市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するため、都内の統一的な方針として、東京都国民健康保険運営方針を定める。」と書かれています。（裏面に続く）

…改めて言うまでもなく、今現在は、各区市町村で国保の保険料(税)も違い、赤字補てんの繰入額や収納率(滞納率)も違う中、今回の改革の目的である「財政のあるべき姿の実現」「一般会計からの繰入れをなくす」ことを目指して、4月から東京都全体で取り組むことになるわけです。

…では、東京都全体=区市町村数 62 (23 区 26 市 5 町 8 村) の国保の状況は?と都の資料を見てみました。

⇒H27 年度末の被保険者数は、約 345 万人。全国の被保険者数に占める割合は 10%を超える。都の総人口に占める国保の被保険者の割合は、25.6%で、ここ数年、減少傾向にある。

⇒都の被保険者の年齢階級別の構成割合は、54 歳までの年齢層の割合が 53.2%と全国平均の 43.2%と比べ高い。また、前期高齢者(65~74 歳)の加入割合は、H27 年度末時点で 31.9%と、全国平均 39.5%と比べ低いが前年度と比較すると 0.9 ポイント高くなっており、被保険者の高齢化が進んでいる。

⇒被保険者一人当たり医療費は、H27 年度は約 31 万円(全国平均は約 35 万円)。前年度の約 29.8 万円から約 4.0%増で、H22 年度と比較して約 14.4%の増加となっており、被保険者の高齢化と医療の高度化により、一人当たり医療費は年々増加している。

⇒区市町村における H27 年度の法定外一般会計繰入金の合計額は、約 1,169 億円。区市町村の国保特別会計の歳入に占める法定外一般会計繰入金の割合は、都全体で 7.1%に及んでおり、全国の合計約 3,856 億円、2.3%と比較し、高い水準となっている。

■東大和市は…

約 5.8 億の赤字を解消しなければならない

…4月のスタートに向けての、東大和市のスケジュールは

⇒国から示された確定計数、東京都の国民健康保険事業費納付金(東大和市が都に納付するもの)に基づき、東大和市が保険税率などを見直し、案を作成。

⇒1月15日に『東大和市国民健康保険運営協議会』に市が作成した案を示し、諮問。

⇒1月29日に『東大和市国民健康保険運営協議会』から保険税率などの答申が出る。

⇒市議会議員全員協議会にて、保険税率等の答申の結果及び H30 年度の確定納付金額等の報告

となっています。東大和市が行っている国保特別会計に一般会計からの法定外繰入れは、H26 年度 7.3 億円、H27 年度 8.3 億円、H28 年度 7.2 億円。これを解消するためには、保険税を値上げしなければなりません。また、このたび都から示された H30 年度に市から都に納付する国保事業納付金は約 25 億 900 万円。この納付金を賄うために都が示した標準保険税率は右上の通りでした。

A:都が示した H30 年度標準保険税率など

B:東大和市の現状

C:都が示したものと東大和市の現状との比較

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
A	7.76%	¥31607	2.41%	¥9846	1.97%	¥10682
B	5.64%	¥26500	1.68%	¥7900	1.83%	¥10800
C	2.12	¥5107	0.73	¥1946	0.14	▲¥118

この東京都が示す納付金は、都全体の医療費によって総額が決定され、区市町村の被保険者数、所得や医療費の水準によって按分されるため、標準保険税率は年度によって変動することとなっています。

…市は、この都が示した H30 年度の納付金額を踏まえ、現状の保険税率で試算。その結果、H30 年度の歳入と歳出の差額=一般会計からの法定外繰入金は約 5 億 8059 万円となったとのこと。よって、この額を東大和市は解消、削減しなければなりません。

…この解消を H30 年度だけで行う場合の試算では 37.5%も国保税を値上げしなければならない結果に。これは、急激な増加となります。広域化に際して、国は保険税を急激に上昇させないように、激変緩和の仕組みを設け、6 年を期限に特例基金(全国で 300 億円規模)を設立。よって、市では 6 年間の間に赤字解消を目指すことにしています。しかし、国保については、被保険者数が減少する一方、段階の世代が 70 歳に到達して医療費の自己負担割合が 2 割になる方が増える等の理由により、一人当たりの医療費が増加する傾向にあり、将来的に市の納付金が増額することが考えられ、なおかつ、7 年目以降に激変緩和措置が終了している場合、納付金の抑制がなくなる心配があります。

よって今回、市が『東大和市国民健康保険運営協議会』に諮問した内容も 6 年間での解消を目指す内容(保険税率など)となっています。

■私達に出来ることは

…世界に誇れる国民皆保険制度も、少子高齢化や産業、雇用の構造の変化により、今までと同じやり方では維持できない状況。これは広域化だけで解決できる問題ではないようです。そんな中、私達に出来ることは、健康維持を心がけること。もちろん、心がけていても病気がケガをすることはありますが、まずは、そこらだと思えます。健康でいることは、自分も家族にも良いこと。さらに、この国民皆保険制度を維持することにも役立つことです。市は今後、健康維持=医療費抑制のための取組みや、収納率アップを目指した取り組みも行います。(東大和市の収納率は 92.62%で都内 25 位。都全体の平均は 87.44%) 4 月からの国保税率などの最終的な結果が出たら、またご報告致します。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」
【プロフィール】



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

1970 年 東京都北区生まれ。父の転勤で 1 歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を 2 年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。『学校』の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経 WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起カナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011 年 4 月、初当選。現在 2 期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102